慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	十六世紀のマニラにおける「パンカダ」について：成立に関する一試論
Sub Title	"Pancada" en Manila en el seglio XVI : un ensayo acerca de su establecimiento
Author	柳田, 利夫(Yanagida, Toshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1980
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.50, No.記念号 (1980. 11) ,p.289- 317
JaLC DOI	
Abstract	スペイン統治期のマニラにおいては、パンカダ仕法を通しての中国商品購入が行なわれていたと一般的に言われているが、その仕法の具体的な内容及び、背景は十分明確にされているとは言い難い。シュルツや林基氏の研究等が、この事に言及している代表的なものかと思われるが、ここではそれらの研究に多くを拠りながらも、比較的容易に入手できる史料の再検討を行ない、十六世紀段階でのマニラにおける中国人との交易について若干の報告を致したいと思う。 Generalmente se dice que durante algunos siglos, cuando las islas de Filipinas estaban bajo el dominio del rey de Esana, los habitantes espanoles en ellas trataban con los chinos, quienes iban y venian de China a Manila, y compraban algunas cosas, especialmente seda y ropas, por el sistema de "PANCADA". A pesar de esto, todavia no podemos comprender claramente que era "PANCADA", ni como ni porque se establecio. Tampoco sus circunstancias historicas. En este articulo no tendremos por objeto mas que formar una idea En el periodo de 1570 se hacia con libertad el comercio entre los chinos y los espanoles alii, y en el ano de 1581 el gobernador Gonzalo Ronquillo de Penalosa empezo a imponer derechos del tres por ciento sobre las mercaderias importadas de China y los articulos exportados a Nueva Espafia. Tambien se impuso derechos de ancoraje sobre las naves de los chinos, Estos impuestos se comenzaron con la intenci6n de ganar dinero para defender aquellas tierras y establecer sus fortalezas. Pero, al mis mo tiempo, se sucitaron muchos agravios que se hacian a los chinos a pretexto de la vista (la revision de las naves de los chinos), porque les tomaban las mercaderias por fuerza y a los precios que querian los que en esto participaban. Y en cbnsecuencia los otros habitantes no pudieron conseguir mas que algunas pocas y se elevaron los precios mucho. Para quitar estas inconveniencias, en 1586 los ciudadanos de Manila hicieron una junta universal, en la cual tomo la resolucion de pedir al rey, Felipe II, y al Consejo de las Indias muchas cosas. Entre aquellas peticiones estaba la abalicion de dicho derecho del tres por ciento y el establecimiento de un sistema de comercio, por el cual ellos pudiesen conseguir mas mercaderias a menor precio. Este sistema fue reconocido por el rey, quien dio una serie de ordenes en 1589, 1593, 1594 (ano en el cual este sistema se empezo a llamar "PANCADA"), 1596 etc., para poner en practica. En realidad, como no fueron qbedecidas las ordenes a la letra, no habia funcionado bien este sistema en el siglo XVI. Este es ,el origen y establecimiento de "PANCADA" en Manila. El progreso que tuvo esta "PANCADA" nos da una idea de las circunstancias y el estado de una colonia de Espafia, y la pauta de conducta de unos colonos.
Notes	国史 第五〇巻記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19801100-0293

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十六世紀のマニラにおける「パンカダ」について

――成立に関する一試論――

柳田利夫

スペイン統治期のマニラにおいては、パンカダ仕法を通しての中国商品購入が行なわれていたと一般的に言われているが、その仕法の具体的な内容及び、背景は十分明確にされているとは言い難い。シュルツや林基氏の研究等が、[1]この事に言及している代表的なものかと思われるが、ここではそれらの研究に多くを拠りながらも、比較的容易に入手できる史料の再検討を行ない、十六世紀段階でのマニラにおける中国人との交易について若干の報告を致したいと思う。

I

中国人商船のマニラ来港及びスペイン人との交易の起源を、ジュアン・パブロ・カリオンの座礁中国ジャンク救出に求める説[2]があるが、その当否はともかく、一五七三年にアカプルコに向った二隻のスペイン船は絹と多くの陶磁器を舶載したと記録されており、[3]七十年代中頃には、既に中国船の定期的な来航が確認される。[4]交易品としては、中国から絹・絹織物・鉄（金属）・香料・食糧品・衣類、フィリピンから銀という形が設定せられ、以後この形で交易が継続して行く。

しかし、この当時の取引仕法・取引量などを示す史料は今のところ見あたらないようである。とまれ、八十年代にはいる頃には、毎年二十隻程が来島し、定期的に交易が行なわれている事が窺知できる。[5]輸入関税等の賦課もなく、[6]原初的な

自由貿易が行なわれ、一方では中国人とスペイン人との間に個人的な取引きルートが徐々に形成され、他方押買い的な不正行為や、様々な軋轢が生じていったものと思われる。また、何人かの中国人はマニラ市内に小売店を構える様になっていったと考えられる。

一五八一年、政庁のゴベルナドール・ゴンサロ・ロンキーリョ・デ・ペニャロッサによって中国商品のフィリピン（マニラ）への輸入及びヌエバ・エスパーニャへの輸出双方に対し、三％の関税が、また来航中国船に対しては停泊税が賦課されるに至った。(7) これは、直接的には、フィリピン政庁の財源確保を目的（特に軍事費）として賦課されたものであるが、(8) その実施手段として、中国人の強制集住・舶載商品の登録・評価を伴なうものであった。この間の事情につき若干長文であるが、司教ドミンゴ・デ・サラサールの報告を次に引用する。

「サングレイに関する報告

サングレイとの取引きは、当（マニラ）市及びかねを投資しに来る者双方の為の供給品や貿易の為ばかりでなく、将来更に期待される事の為にも、常に大変重要なものと考えられて来ている。というのはこの事によってあの大国への足懸りを得られるであろうからである。そしてこの事は全てについて熱望されているのである。この貿易が、今年（一五八二年）大変煩わされ、害されたので、従来やって来ている者が来なくなったり、少数になってしまうか、あるいは、以前の価格で商品を売ろうとしなくなるのではないかと、大変虞れている。というのは、彼等の受けた酷い扱いや、悪い秩序の為である。

昨年と今年にかけて悪感情は増大している。その理由は次の様な事である。初め彼等（サングレイ）は何も支払わなかったのに、後になって彼等に停泊税が賦課された。それは、利益の為というより、確認という意味であったが。また、去年、今年と、彼等（スペイン政庁関係者）はサングレイに三％（の関税）を支払うよう命じた。その事から多くの被害が彼等を襲った。第一のものは、今年作られた締切った建物に全員が収容される様に命ぜられ、彼等が不承不承にそこに行

った事である。そこにある店では、外で買うよりも高い価でものを売りつけていた。また、一人のアルカイデが彼等を処罰する裁判権を与えられ、任命されている。また、情報に拠れば、彼等に対し悪行と害とが加えられているという。というのは、事実とるに足らない理由で枷をかけられたり、罰金が徴収されたりしたからである。時には、夜、息抜きに外出したとか、所有物をきれいにしておかなかったとかの理由で罰金が課せられたりした。

陛下に税を支払うべきであるという理由で、登録しないでなにかを売る事に対し刑罰が課せられた。しかし、この登録の時、最も良いものが、臨検する者の好む値でとられてしまった。この為、絹のいく分かは、より有利に売ったり品物が約束されていた人々に与えたりする為に、サングレイによって隠された。これに対し、彼等が（その罰則につき）聞いたのは一度か二度だけであったのに、長年罰が言い渡されていたかの如く、厳格に彼等は処罰された。私は、ある中国人商人が絹を幾分か隠した為に、財務官（テソレーロ）ドン・アントニオ・ジョフレが逮捕を命じ、鞭打ち百回と七五トストンの罰金が宣告された事を知っている。その兄弟が私の所に来て、彼を庇護してくれるよう求めた。そして、私の要求で、鞭打ちは免除されたが、獄から出る前に、彼は罰金を支払った。各人に対するこれらの事あるいはその他の悪行は大変多く生じており、私は大変悩まされている。というのは、ある者は力ずくでサングレイから品物を奪い自分のものにし、他の者は実際の価格を支払おうとせず、更にある者は約束手形（セドウーラ）〔それは彼等の間で良く利用されている〕を与えながら、のちにそれを反故にしたりしたようだからである。それ故、彼等は私を急き立て、私はこれらの補償を確保する事ができず、大変悩まされた。彼等からものを奪ってしまう様な混乱や不法行為は広汎に行なわれており、甚だしく、この件につき権威を持っている者も、より良いものを、より安く入手する為に、サングレイが望む人物にそれを売る自由を許そうとしなかった。しかし、私が今言及している人々は全てのものを入手している。彼等が望むものを好きな価格で入手してから、残りを召使いや友人、関係者に与えた。その結果、中国から二十隻の船が来た――そんなに多くは長い間見た事がなかった――にもかかわらず、今年は中国から来たものが全く見られない。そして、中国商品は、かって十～十二トストンであったサテ

ン一反が、四十～四十五で売られる程その値が騰貴してしまった。そして見うけることすらできない。大変貧乏であるので教会用に飾り一つ作る絹を得ることすらできない。かっては、通りで売られていた中国商品についても（事情は）同じである。誰がこの原因であるのか、これらの商品はどうなってしまったのか、何処へ行ってしまったのか、等については、私の言うべき事ではない。私のすべき事は、この方法がとられるならば、この国は長続きはし得ないという事と、誰に罪があるのかを陛下に知らせ、この（事情に）よって極めて窮状に陥っている陛下の臣下達にとって救済策となりうる様な事柄を、陛下に対しお伝えする事である。

以上の事情から重大な害が生じており、それはこの町の貿易が減退している原因に違いない。それというのは、今年来た全ての商品は極く僅かな人々の所有に帰してしまい、当地における利の多い貿易についての報告に力づけられてやって来た貿易家達は、自分のかねを投資できなかったり、仮にそれができた者も、ほんの僅かなものを大変高い値で買い、ほとんど利益とならなかった事である。」(9)

この史料は、三％関税の賦課をめぐる種々の問題を指摘しているが、それは、中国人の問題とマニラ市内部の問題の二つに大別されよう。前者については、強制集住とそれに伴う多くの被害、及び臨検役人・政庁関係者による押買い等が、後者については、役人・政庁関係者による中国商品独占・中国商品の騰貴及びその事によって一般市民・交易家が貿易に参加できなくなっている事情等が指摘されている。しかし、三％の課税自体が中国人にとって重大な経済的負担となったという記述はほとんど見出す事ができない。結局、ここでは三％税賦課に伴なう手続きから惹起された問題が主に取り上げられ、役人・政庁関係者層の中国商品独占が三％税賦課を機に生じ、それが中国人は固より、マニラの一般市民層に迄大きな被害を与える事になった事情が述べられていると言えよう。この史料に拠る限りでは、この三％税賦課はマニラ市内部にも大きな軋轢を齎す事になったようである。(10)

Ⅱ

一五八六年、スペイン本国へフィリピンの諸事情を報告し、然るべき事項を国王に要請する為、イエズス会士アロンソ・サンチェスが派遣される事になった。これに際し、マニラ市において何度か会議が開催され、国王に要請すべき事項につき討議が為されている。そこで扱われた多くの事柄のうち、中国人との交易に係わるものは主として、a：三％税の廃止、b：一括購入に依る中国商品の公正な分配、c：中国人小売人のマニラ滞留禁止、d：ヌエバ・エスパーニャからの資金送付・委託の禁止、の四項である。インド審議会（コンセーホ・デ・インディアス）に提出された覚書に拠りそれぞれを次にあげる。

a史料（第二章二項）

「ドン・ゴンサロ・ロンキーリョにより賦課された三％の税は、この国の極端な新しさ、貧しさの故に、また市民にはその新しさ故に多くの事柄が生じ、結局これらの税は植民地や国土が拡大し、豊かになる為には全く役立たない等の理由により、陛下がこの町（マニラ市）では支払わるべきではないと命ずるべきである。」(11)

b史料（第三章二項）

「自今以後、中国船も他の外国船も、習慣となっている様な小売り por menudo をしたり、当市の住民が公にしろ、内密にしろ（小売りで）購入するのを厳科のもとに許可せぬよう要請する。また、我々は、一括して por junto 品物を購入する為に必要とされる十分な人員が選出され、指名されるように要求する。そうすることで、彼等だけが中国船が齎す全ての商品を一括して de montón 購入し、後にそれがスペイン人住民・中国人・現住民の間で、それにかかった額と、付帯する費用とを加えた額の割合で、正当で公平に分配される為である。もし陛下がこれを命じ確認してくだされば、長官（コベルナドール）と陛下の指名する人物とによってそれが設置・実施されるでありましょう。」(12)

c史料（第三章三項）

「この事（一括買い）から、他の重要な事柄が生ずる。即ち、全ての中国人商人・小売人が商品を隠匿したり、転売する為に当市に滞留する事がなくなり、町や村で彼等が引き起している他の多くの損失・出費・物価の騰貴・あるいは、彼等が教えている秘密の罪や妖術等がなくなるであろうという事。それについては、そのパードレ（アロンソ・サンチェス）がより詳しく報告するでありましょう。また、彼等が持っており、こまごまとした物の為に必要な小売店も、それがなければ、いまいるよりは中国人が増加する事はないであろう。その他ここで述べる多くの利益の故に、我々の間に（小売店からあがる）利益が残り、かつスペイン人の植民・居住の好機となる為、その内、スペイン人が入手するようにする事。キリスト教徒の中国人の他には、古くからの住民で（中国とマニラの間を）行き来したりせず、一般に小売人ではなく、技師、大工、野菜作り、労働者であり、現住民の村に行ってこの町へ食糧品を齎す商売をするような中国人だけが残る様にする事。等であります。」

d史料（第三章一項）

「この国を破壊している事柄の一つに、メキシコの裕福な住民が当地に委託してくる莫大なかねがある事を陛下に伝えられるように。これによって二つの害が惹起している。第一のものは、全ての中国商品の騰貴であり、その為、島の貧者及び一般の者はそれを購入できないか、極めて高い値で購入するしかない。第二は、船載量は多種で多量であるが、船数は僅か――時々、否ほとんどいつも一隻にすぎない――であり、航海中の多くの食糧及び、航海の困難さの故に少なからざる艤装品が必要である。この為、一般の市民が積荷する場所がない事である。我々は、司法行政院（アウディエンシアス）が当地で命じている事を、陛下も命じ、確認してくださるよう望んでいる。即ち、メキシコからいかなる委託も為されてはならず、当地にメキシコの代理商人や貿易商会がいてはならない。そして、当諸島の住民のみが、この地や外部からの品物を購入したり、メキシコに輸出する事ができる。もしこれをしたい者は、（マニラ）市民となり、少なくとも十年間[14]は当地に居住するよう義務づけられる。しかも、厳罰のもとに、自分の財産以外で交易してはならない。その厳罰には、そのような品物及び

自己の財産の没収が含まれ、それに加えて、いかなる財産もメキシコにもって帰る事が許されない、というものであるべきである。こうすれば、現在中国人がもっていってしまうかねが失なわれなくてすむであろう。というのは、もっと安く、しかも当地にあるもので（中国商品の）購入が為されるためである。」[15]

以上のマニラ市の要請が、一五八一年に開始された三％関税賦課より派生した種々の不都合と極めて密接な関係にある事は、史料上からも容易に感得されるところである。このうち、三％税自体の廃止要請を除き、ほとんどの要請は、ほぼ全面的に認可される事となるが、その事は暫く措き、当面の問題であるb・c史料を検討してみる。

b・c史料における主たる要請事項は結局、中国商品の購入仕法を従来の小売り（買い）から、選出・任命される人員による一括購入及び市民間の公正な分配に変える事、中国人小売店・交易商のマニラ滞留の阻止の二つであろう。即ち、かつて一五八二年にサラサールが指摘した、三％課税を契機に引きおこされた中国人による商品の隠匿及び、官僚層の商品独占に対する一つの対応策がここで提示されたものと考えられよう。b・c史料とも、官僚層の独占につき直接的には何も語っていないが、d史料において、メキシコの資金が流入し、中国商品の騰貴を齎し、舶載スペースの問題も係わって、一般市民が交易に参加できなくなっている事情が述べられており、先のサラサールの史料をこれに重ね合せてみれば、官僚層の独占が多分にメキシコの資金を背景としているという推測が成立する筈である。更に、これにb史料を重ね合せれば、マニラ市における会議の論理的構成は明白となるであろう。

ところで、この会議には司教サラサールも参加していたが、彼自身は別の覚書を本国に送付しており、貿易に関し次の様に述べている。

「五四、ドン・ゴンサロ・ロンキーリョは全（マニラ）市の意志に反して、現住民がパリアンと呼ぶ生糸市場（アルカイセリア）を作った。そこでは、サングレイ（中国人）が船の織物（ロバ）類を保管し、この為、全ての商品が極端な値に騰貴してしまった。というのは、以前、織物（ロバ）類を保管する所を持たなかった時にはそれをすぐ売却し本国に帰ったからである。陛下がもしそれを

廃止する様命ずるならば、全市にとって大きな利益と恵みを与えることになるであろう。それが存続する間は当市では、かつてのような価格には戻らないに違いないからである。

五五、中国人に対して行なわれる臨検を口実に、彼等に加えられる多くの害を避ける為――というのは、この事をとりしきる者が力づくで、好きな値段で織物類を彼等から奪ってしまうからであるが――陛下が、サングレイの齎す全ての織物類を荷おろしする税関 Aduana を設置し、そこで公に臨検や分析が行なわれ齎らされた織物類が周知されるよう命じてくださるように。というのは、今は全てが屋根の陰で（かくれたところで秘密のうちに）行なわれているからである。このことから生ずる利益の一つは、陛下の関税が失なわれないという事である。現在、中国人は好む織物類のみを申告し、そうしょうと思うものは勘定される事なく隠匿しているが、[17] 税関ができれば全ては公になるので、何も隠し得ないであろう。[18]」

サラサールは物価騰貴を一方的に中国人生糸市場設置に帰し、かってとは大きく意見を変えたかの様に思われる。しかし一方では、役人の不正に対し、表面的には関税の確保を謳いながら、税関の設置と公の臨検、商品の公表とによって、排除する方針を国王に要請している。この方針は、b史料の言う一括購入と、従来行なわれて来た小売り（官僚層の大きな介在）との中間の形態と考える事ができようが、後に触れる様に、この事は交易における聖職者の立場を暗示しているとも言い得る。

ここまで、一般市民を中心とした要請、聖職者の代表の見解を見て来たので、次にマニラ政庁の関係者につき見てみたい。一五八六年六月二六日、司法行政院（アウディエンシア）（＝マニラ政庁）は国王に対し、食糧品・供給品に対しては、三％の関税を免除するよう要請してはいるが、中国商品の購入仕法につき何ら報告していない。[19] 二年後の一五八八年六月二五日付の国王宛書翰では、三％税を廃止すべきでないという答申を行なっている。

「当司法行政院の議長（プレシデンテ）サンチァゴ・デ・ベラによって、彼がその設立の為当地に来た時に齎らされた八三年五月一〇日

付の勅令に拠り、陛下はドン・ゴンサロ・ロンキーリョが当諸島の長官（ゴベルナドール）であった時賦課した輸出・入双方の商品に対する三％関税の件につき調査するよう当司法行政院に命じていた。そして、この税が適当でない場合、それを廃止し、最良と思われる処置を行なうよう命じていた。司法行政院は当諸島の王庫財政の窮状と、当地の不断の出費とを鑑み、三％税は継続すべしと命じた。しかし、その支払いの簡略化の為、また、この市民や当地方で働いている他の人々がこの税で忙殺せられぬ様にする為、市民・兵士・貿易家は、運ばれる絹の数量や何バラの長さか等の詳細を申告する義務はなく、三％税支払いの為評価がなされるように絹の質と仕入値とを申告すれば十分であるとした。同じ命令はその他の全ての積荷――束ねたもの（反物カ）・織物類（ロバ）その他――にも適用される。」[20]

ここでは、中国人が支払うものでなく、スペイン人のヌエバ・エスパーニャへの輸出税たる三％税につき言及されていると考えられるが、輸出関税の評価額決定資料を申告によるものにした事は、これまでの経緯を考えると、必ずしも一般市民の利益のみを考慮したものとは考えにくい。とまれ、マニラ政庁は一括購入や税関につき何ら言及していないと言わねばならない。

以上のいくつかの史料は、三％税を廻る種々の見解・対応策という形をとりながら、その実、中国商品の入手・ヌエバエスパーニャへの輸出を通してその利益を収めんとした各層の虚々実々の駆け引きを表徴しているものと考えられぬであろうか。

Ⅲ

スペイン本国では、インド審議会が主となって、フィリピン側からの報告・要請の検討にあたり、その結果、ゴメス・ペレス・ダスマリーニャスを新長官として派遣するに際し、一五八五年八月九日付で国王フェリーペ二世からの勅令と指示とが公布される事となった。[21] そこでは、マニラ市の会議の要請がほぼ全面的に認められ、前述の覚書がほとんどそのま

ま引用・承認されている。即ち、中国商品の一括購入[22]・中国人小売人の排除（一括購入による必然的帰結）[23]・メキシコからのかねの委託の六年間禁止等[24]が命ぜられている。また、マニラ市の覚書中では、附随的にしか言及されていない、かねの中国流出防止と諸島内生産物による中国商品購入の方針が、強く押し出されて来ている事は注目される。[25]しかし、この本国側の対応は、本国とメキシコの貿易という視点が強く見られる[26]他は、前述の如く、三%税の続行を命じた[27]以外、ほぼ全面的にマニラ市の会議の要請をそのまま取り込んだものであったと言えよう。当面の問題である一括購入にしても、指定された者以外中国船に赴いてはならないという事以外は、なんら本国側独自の見解・指示はみられず、具体策はダスマリーニャスに一任されている。

とまれ、この一五八九年の勅令・指示に拠って一括購入のシステムは初めて正式に認可され、ダスマリーニャスによって実施される手筈となったのである。[28]

以後、本国から、このシステムに関し、八九・九三・九四・（九五）・九六年と、連年の様に勅令が出されることになった。これ等の勅令の多くは林基氏により邦訳されているが、[29]重複を厭わず、以下に列記する。

一五八九年八月九日サン・ロレンソ発

「討議された他の適切な方法は次の事である。現在行なわれている様に、当諸島に運ばれて来る商品を、中国船も他の外国船も小売りせず、住民もまた、厳罰の下に、公にしろ、内密にしろ（小売りで）商品を購入しない様にする。その商品の購入方策は、（マニラ市の）協議会（カウンシル）により討議されるべきであり、その仕事に必要な数と、能力のある人員が指名されるべきである。これらの人員だけが船によって齎らされる全ての商品を一括して購入し、スペイン人市民・中国人・現地人の間で、それにかかった額と同じ値段で正当に配分する。等というものであった。[30]この事は前述の協議会[31]によって討議・検討され、現にこうしている様に、貴下にこの件について達した結論を送付するのが最良であると考えられた。私は貴下に対し、この事を心に留めながら、私が歓迎すると思われる様な命令を下すように指令するものである。貴下は、そ

の処置を私に報告し、特別の命令でもって船にゆくよう指令された者以外は、船にだれも行く事を許可しないように。また、これ迄生じている様に、外国に多くのかねが流出してしまう事を、できる限り阻止する為に、前述の商品を当諸島の生産物をもって買いいれるよう努力せよ。」(32)

一五九三年一月一一日マドリード発

「いかなる者も、中国やそのいかなる地方にでも、交易を行なったり、フィリピンの商人の費用で、いかなる財産（商品）もその国から当諸島へ齎らされる事のない様に命ずる。そして、中国人商人が自らの費用と、危険負担でもってそれを齎し、当諸島において一括して por junto 売却する様に命ずる。長官（ゴベルナドール）・司令長官（カピタン・ヘネラル）はマニラ市の市議会（アユンタミエント）とともに、商品の価値を評価するのに最適と見做される二・三人の人物を指名し、彼等が商品を一括して中国人から購入し、代金を支払い、後に、当諸島の住民・現住民の間で、その資金に応じてその商品を配分するように。これは、この交易取り引きから生ずる利益に全員が与れる様にする為である。この様に指名された人物は、一冊の帳簿を持ち、そこに、各回に投資されたかねの額、各品質の商品の評価価格、分配をうけた人員、各人の割当て量等を記入するように。長官は、選出された者が、いかに職務を遂行したかを入念に調べ、熟知する様に。また、翌年再選される事は認めず、毎年、審議会（ヌエストロコンセーホ）とヌエバ・エスパーニャ副王（ビレイ）に対し、前述の全てに関しての報告書を、彼等の署名を付して送付するように。」(33)

一五九四年六月一一日マドリード発

「中国からフィリピンへ商品を持って取り引きに来て、当地（フィリピン）でパンカダと呼ばれている、商品を選ばれた人々によって(定められた)一定の価格でまとめて en monton á un precio に取り引きする仕法で売るサングレイ達に対しては、長官の命令なくして勝手に織物類（ロバ）が処理されたり、ある種の高価な物以外の細かな物には価格を定めないという保証付で、織物類は彼等の手に委ねられる。また同様に、適切な事であるから、当諸島に再来するであろうサングレイに対しては、彼等に示される法律や命令に従わねばならないと気付かせる様に命ずる。また、パンカダについては、彼等

が被害を蒙ったり、交易に来るのを止めてしまう様な切っ掛けを与えぬ様な方法でもって、厳格に続けられるように。[34]」

同年同月同日同所発

「私は次の様な情報を得ている。中国からフィリピンへ交易に来るサングレイがスペイン人から被害や酷い扱いを受けている。政庁の役人（メエストロス・オフィシャレス・レアレス）によってその船に設置される監視人（ガルダス）が、特定の者に与える為（中国人が）自分の国から持って来た物を抜荷させる事で賄賂を要求し、受け取っている事や、船を登録に赴く役人（ミニストロス）が、良い商品を全て取ってしまい、そうでない物きり残さない事等によって特に（被害を蒙っている。）この事から彼等は結局、重大な損失を蒙っている。多くの場合、彼等は奪われた良質の商品に邪魔され、彼等に残された物が処分できないでいる。更に、登録に行く中国人が良い物を持ってゆくと、（役人達は）、残った物が売れた価格で代金を支払おうと言い、下等な物か、並の物の商品の値しか支払わず、中国人は自由に売ったならば得られたであろう最大の利益を失なってしまうのである。登録に来る役人が、評価時に商品を奪ってしまうのを恐れて、実際の値打より高い値をつけてしまう。関税がその評価された価格に拠って支払われる。しかし、実際は後に、はるかに安くしか売れないのである。また、彼等の船のマストが軽いので、当諸島で建造された（船）に据え付ける為に取られてしまい、代りに、大変重いものを与えるので船が出航できず、失なわれてしまい、中国人は大変、心を痛めている。（と伝えられている。）

これらの交易にやって来る人々が優しく、歓待を受けるのは正当な事である。というのは、取り引きや、我々から受けている歓待について良い情報を彼等の国に齎し、他の者にも（フィリピンへ交易に）行ってみようという気にさせる為である。[35]」

一五九六年一月二五日トレド発

「レアル貨が外国に流出するのを出来る限り阻止する為、中国商品と交換に、該諸島の物で取り引きを行なってゆくよう努力せよと、フィリピンの長官（ゴベルナドール）・司令長官（カピタン・ヘネラル）は委ねられていたので、長官は、より適切と考えられた指令や仕法を実施し

た。そして、パンカダと呼ばれる一つの形を導入した。それは、守られて来たし、現在も行なわれている。他の事が命ぜられる迄は、変更を加えずに（パンカダ）が遵守されるべしというのが私の意向である。」[36]

以上、一括購入に係わる勅令を列記したが、ダスマリーニャスは九〇年五月にマニラに到着し、[37] サンチァゴ・デ・ベラに替って長官の職に就き、八九年の勅令と指令とを実施する事になる。ここで彼は中国交易に係わる多くの事柄において、大きな反対に遭遇することになった。

第一に、マニラの要塞の城壁建設の為、彼が中国商品に更に二%の関税を賦課しようとし、司法行政院（アウディエンシア）の官僚（トーレス）達から反対をうけた事を九一年六月二十日付の書翰で伝えている。[38] 翌年六月二十日付の書翰でも「私（ダスマリーニャス）は、多くの利益を考慮し、この事（増税策）を行なった。これが、司法行政院議長（プレシデンテ）・審議官（アウディエンシアトーレス）、司教・聖職者、その他、恩恵を受けていた人々の財産に悪影響を与えた為、彼等はすぐに秘密会議を開き、私が陛下の勅令を批判していると公言した。」[39] と書き送っている。

次に、一括購入自体については、同年六月六日付で、ペドロ・デ・ロハスとサンチァゴ・デ・ベラは口論・対立しており、それは彼等がマニラ到着の時から行なって来た交易が原因であると述べた後、その交易の為に彼等はパンカダに反対したと記している。[40] また、六月二〇日付書翰では、国王勅令に拠る単一価格での購入に対し、聖職者達が反対し、その他の税についても反対していると述べている。[41] ダスマリーニャスは聖職者について、交易・取り引きを行ない、個人的な意図や利益にのみ気遣い布教をおろそかにしていると批判している。[42] この種の聖職者に対する批判に対し、サラサールは一五九〇年六月二四日の時点で早くも弁明を行なっている。

「第三の勅令は、[43] この司教区には、貿易や取り引きを行なっている聖職者がたくさんいて、スペイン人にも現住民にも大きな躓きと悪しき手本となっていると述べている。陛下に（その様に）書き送った者は、一部では真実を述べている。というのは、ヌエバ・エスパーニャから来た二人の聖職者が、私ができる限り妨げたにもかかわらず、この悪しき手本を

行なったからである。しかしながら、主は私の為したより厳しく彼等を罰した。というのは、一人の全財産はイギリス人に奪われもう一人は当地で死亡し、彼がヌエバ・エスパーニャへ送った物は失なわれたからである。私の統治下にある聖職者達については、陛下に報告された程、この点にゆきすぎがあった事はない。それどころか、スペインで言われている程その人数は多くなく、現住民の間にいるのは五人足らずで、彼等は大変貧しく、食べる物も十分にない程である。この勅令の来る一年半以上前に、生ずるゆきすぎを矯正する手段を講じ、いかなる聖職者も貿易に従事してはならないと命じた。これについては、私の作成した法令集に拠り見れば明らかである。陛下が、それを考慮・検討する様命じてくださるように、私はこの手紙にそれを同封いたします。将来、陛下の命令に従って、この命令はより厳格に遵守されるでありましょう。(44)」

この史料は既に八〇年代後半には聖職者の交易に対する批判が本国に送付されていた事を物語ると同時に、その様な批判が生じる様な状況が生じていた事を推測させる。その具体的な史料は乏しいが、一五九一年にヌエバ・エスパーニャへ向ったサン・フェリーペ号の積荷目録に八名の聖職者と考えられる者が、各人の積荷量とともに記載されている事(45)、その目録が、前述の一五九二年六月二〇日付のダスマリーニャスの聖職者批判の書翰に同封されたものである事等を考え合せると、サラサールの弁明が事実を伝えているとは考えにくいと思われる。(46)

以上、おおまかに述べた様な、司法行政院の官僚や、聖職者からの大きな反対にもかかわらず、ダスマリーニャスは増税・一括購入を推進しようとして増々相互の対立を深めていったが、彼の不慮の死により(47)、個人的な対立自体は終止符を打たれることになる。とまれ、以上の様な経緯を踏まえて、前述の連年の勅令（特に一五九三年一月一一日付勅令）を見れば、その持つ意味は明白であろう。

しかしながら、本国側の命令にもかかわらず、いずれの史料からも一括購入・分配という仕法が実施されたという事実は読み取る事ができない。即ち、勅令に拠ってそれがいくら主張されようとも、事実上中国人との交易ルートを委託貿易

という形も含めて確保しつつあった層の存在、「正当な分配」につき具体的仕法が全く明示されていない事、更には、ヌエバ・エスパーニャへの輸出スペースの配分規定も明確にされていない事、加うるに、中国人以外からの輸入量の漸増[48]等々の理由で、この一括購入仕法がマニラに於て遵守されたとは考え難い。仮にそれが実施されたとしても、それが形だけのものに終り、本来の目的である、官僚・役人層の不正・中国商品独占の排除＝中国商品の公正な分配、及び中国人の商品隠匿阻止[49]、等を達成し得たとは到底考えられない。

Ⅳ

一五九六年七月一四日にマニラに到着し[50]、長官（ゴベルナドール）に就任したフランシスコ・デ・テリョは一六〇二年迄実質的には長官としてその職にあったが[51]、この間に、中国との交易をめぐる問題は、彼自身が中国に交易船を送り、積極的に交易の利益を追求する姿勢をとった為、一層複雑になっていった。国王フェリーペ二世はテリョに対しても、一五九六年五月二五日付で指令を送り、「パンカダ」の遵守及び、それまで勅令で述べて来た諸処置を命じている。また、適切と判断される時には、日本・マカオ・その他の国との交易を行なう事も認可している。この指令は大変長文であるが、一括購入についてこれ迄の経緯を述べた部分があり興味深いので、その一部を次に引用することにしたい。

「その諸島へ持って来る商品を中国人や、その他の国の船が小売りしたり、公にしろ内密にしろ、土地の者がそれを買う事を厳罰の下に許可しないで欲しい旨私は通知されていたので、必要な資格のある人物が必要な人数だけ選出され、まとめて商品を購入する為に選ばれるべきであると決定された。その者達は船で齎された物を全て一括して購入し、後にそれを原価で公平にスペイン人・中国人現住民に分ける筈であった。そこで、この件につき私は、ゴメス・ペレス（ダスマリーニャス）に対し、その指令の中で、彼の命令によって認められた者以外は船に赴く事を許可せず、適切と考えるところを実施する様命じた。彼は後に、修道士がこれに反対しているので、この件を実施するには多くの困難がある、と書き

送って来たが、昨年六月一一日の勅令――その写しは送付されたであろう――で、それにもかかわらず、指示に従って一括購入の計画を続行する様に命じた。[52] この事は、そちらでは、パンカダと名付けられている。現在でも適切であると考えられるので、貴下も同じ命令を引き継ぐ様に。貴下も、多量の貨幣が外国に運び出され、流出してしまうのを出来る限り阻止する為、前述の商品を島の生産物でもって交易する様努力せよ。この事及び、その他の事について、島の統治がその維持と自立の為に最善の方法で適合される事が王室の目的・意向であるから、この事を司法行政院や当諸島の経験豊かな者達と共に、協議する様命ずる。後者は、主や私への奉仕に無私で熱心な者でなくてはならない。そして、貴下と彼等の意見が出尽し、検討された後、それについて、特別に報告をする様に。そうすれば、より適切な手段が講ぜられるであろう。

このパンカダにかかわるプランは、極めて適切で好ましいものと思われる。というのは、それによって、商品を蓄えたり、小売りをしたりする現住民小売人の滞留がなくなるであろうからである。その他の害、出費、欠乏、隠れた罪、妖術等もなくなるであろう。それらは、先に述べた様に、特に彼等の店の中で教えられているものである。これらの店は、小売り取り引きの為、年々必要になっていると言われている。そこで、それはスペイン人の手に利益が残り、スペイン人が多勢市民になる様導かれる為に、スペイン人に渡されうるであろう。そちらに住む中国人キリスト教徒と、他の古い現住民は、一時的な者でなく、交易家でもなく、主として労働者――職人・大工・庭師・農夫・その他の食品作りの者――（として）そちらに滞留できるであろう。この事は考慮する価値があり、交易に来る中国人異教徒の交易家は、そこに残ってはならないという勅令を注意深く実施する様に命ぜられる。また、あまり多勢が当諸島の住民とならぬ様に気を付ける様に。後者はトラブルの原因となるであろう。」[53]

この指令及び、前述のいくつかの勅令では一括購入とそれにかかわる商品の配分をも含めてパンカダと呼んでいる様であり、そのシステムにより必然的に中国人小売店がスペイン人の所有に帰し、中国人交易家は商品を運んで来て、取り引

きが終れば滞留せずに帰国する様になる、というのが本国側の理解と意図であったと考えられる。また、中国へのかねの流出防止がここでも繰り返されている。他方、国王は、中国人商人の店からの地代や貸家賃等をマニラ市の公共財産に指定するといった指示[54]も与えており、一括購入を厳命しながらも、中国人対策においては曖昧な態度であったと思われ、この傾向は、交易に関与している政庁関係者等については、なおさら認めうるものであろう。なお、この指令でも、役人層の不正行為の禁止につき、九四年六月一一日の勅令をほぼそのまま踏襲した指示を与えている。[55]

本国でこの様な指令が出された同じ年に、前長官ルイス・ペレス・ダスマリーニャスは積み重なる政庁の負債軽減の為、中国商品を積んで三〇〇トン級の船をペルーに派遣する許可を国王に対し要求している。[56] また、新長官テリョは、フィリピンから送られる商品がヌエバ・エスパーニャにおいて低価格で取り引きされ、その上、取り引き上の不正や過重な課税によりフィリピン、ヌエバ・エスパーニャ間の交易が衰えていると聞いたので、この交易を立直すつもりであると国王に書き送っている。[57] そして、彼は自ら中国に船を送り、直接取り引きを実行し、同時に、中国人の居住制限・関税の三%増税を国王に提言する等、積極的な行動を開始している。これ等一連のテリョの活動は、フィリピン政庁の財政政善と本国側の意図の実施という形をとったものと思われる。しかし、テリョの狙いはそれだけにとどまるものではなかった。ミゲル司教は一五九九年五月一七日付で国王に書翰を送り次の様に述べている。

「当諸島の長官ドン・フランシスコ・テリョによってある事が行なわれたが、それには司法行政院（アウディトーレス）の審議官達も関与したに違いない。一隻の船がこの諸島から中国へ送られた。陛下は、他の方法で真実をお知りになるでしょうが、私の知る限り、それはポルトガル人の町（マカオ）のすぐ近くの港（カントン）に向った。もし、神と陛下が何の手当もなさらないならば、この航海は真の信仰に対する重大な攻撃、あるいは、布教改宗の破壊を伴ない、カスティリャとポルトガル王国とによって保たれているものの完全な破壊となるでありましょう。しかし、その是正は極めて困難であります。なぜなら、まず同長官が、次で司法行政院の審議官達、更にその部下や官僚達が、この事に利害関係を持っているからでありま

す。神の授けにより当地で始められた良き御業が、個人的な幸福ではなく全体の利益・主と国王への奉仕に留意すべき人々の利益や儲けだけの為に見捨てられてしまう事のないように望んでおります。（中略）もし、この事が続けられるならば、長官・審議官（アウディトール）及びその部下達は中国に自分の資産を送り、彼等だけの為に船一杯の商品を持って来させるでありましょう。そして、同時に、マニラからメキシコに向う船に積荷を満たすでありましょう。かくして、このメキシコとの貿易に依る以外、彼等自身も、またその子供達をも養ってゆく方法を持たない憐れな陛下の臣下達は、陛下によってこの国の統治と維持の為に送られた人々が悪魔の様な貪欲さでもって全ての利益を自分の為に奪ってしまう様に誘惑されるため、憐れな現住民の如く、置き忘れられてしまうに違いありません。（中略）もし、当地から船が中国に送られれば、中国商人は当地に来なくなり、中国からの品物も齎されなくなるでありましょう。そして、万一品物が来ても、長官と審議官達は、陛下の正当で神聖な御意志によって全ての輸出が許されている人々から（船の積荷の）場所を奪ってしまい、自分達の物を輸出するでありましょう。」[58]

更に、ミゲル司教は、前年九八年六月三〇日にも国王に書翰を送り、テリョがステバン・ロドリゲスの指揮下にサンタ・マルガリタ号をヌエバ・エスパーニャに向け出帆させた事について述べ、彼が総トン数二五〇―三〇〇トンのうち、町の住民に一六〇トン分しか与えず、他は全て自分で利用したと非難している。[59]そして、更に別の書翰では、テリョの罷免を要求する程であった。[60]

ここに至ると「パンカダ」自体はあまり問題とされなくなってしまう様である。というのは、従来からの中国船による商品に、直接中国本土で購入された商品が加わり、ヌエバ・エスパーニャへ渡航する船数・船載商品の価値には以前から二隻計二五万ペソ迄という制限があった為、（この制限が厳格に遵守されたとは言えないが、船載スペースには物理的な限界が当然存在する）買いいれ方法の他に、ヌエバ・エスパーニャへの船における船載スペースの分配が極めて重視される様になるからである。フィリピン内部での中国織物・絹製品の消費量は、現住民に対する絹着用禁止令[62]もあり、極めて

限定されたものと推定され、結局、ヌエバ・エスパーニャへ輸出できない事には買いいれた商品がほとんど無意味となると言わざるを得ない。この舶載スペースに関して、テリョ自身は、市で選ばれた人物が船の総トン数を評価し、スペースを正当に分配し、リストに従って積み込みを実施している事、この分配は不平の素ではあるが、正当に行なわれて来たし、現在も行なわれている事、九九年のサン・トメ号の積荷指揮を担当したガスパル・ペレス、ジョアン・デ・アルセガ、クリストバル・デ・アスケータはリストに従わずに積荷を行なおうとして逮捕された事等を伝えている。[63] しかし、前述のミゲル司教の書翰以外にもテリョの不正を指摘する史料は少なくなく、ヒエロニモ・デ・サラサール[64]は、長官の友人や召使いが分配の他に荷を無税で積み込む事を禁止し、分配にあたっては、長官の他に審議官（アウディトール）や王室官吏が臨席する中で行ない、分配を受けた者は官吏に送り状と梱を提示し税を支払いその証明書を受け取り、その後、その証明書に拠り積荷を行なうという是正策を提出している。[65] 他方、さかんに長官やその他の官僚の私利追求を批判した聖職者も、モルガによれば、中国商品やヌエバ・エスパーニャとの交易に手を染め、代理商人・資本家と契約し、米・蠟・ワイン・金等で利益を挙げて、最終的には儲けてスペインに帰るつもりでいると、手厳しく批判されている。[66] テリョは、こういった状況の中で、九八・九九年と続けて中国に船を送り、エル・ピナルという港を開港させる事に成功し、[67] 他方、既に述べた様に、サングレイの強制送還・居住制限・増税の申請等を強行していったのである。これら一連の行動は確かに、（勅令・指示の中で指摘されている様な）中国人住民の増大防止（小売店のスペイン人による経営、種々の異教徒的罪悪の防止等）、政庁財政の改善等の意味あいの下にとられたものであると見る事ができるが、反面、彼自身の交易利潤に対する少なからざる志向をも認め得るのではないかと思われる。

この頃、司法行政院（アウディエンシア）では次の様な決議が為されている。

「司法行政院、フィリピン諸島の大審院（チャンシリエリーア）の議長（プレシデンテ）と審議官（アウディトール）は、中国からの商品を貯蔵する為の王立倉庫 royal Magazines の建設に関する、当諸島王室財務局公式判事 the official judges of royal exchequer の意見を検討し、それに関係する

他の事項や、王の勅令により司法行政院が実施するよう努力すべく命ぜられた他の事柄等を調査し、〔王室財務局の会計官 accountant ファン・デ・ブスタマンテの意見に従い〕、現在及び、この件につき経験によって何を命ずるのが適切かが判明する迄は、今まで通り中国商品はそれが齎らされた船上で登録・評価が為されるべしと決議した。完全な計算書及び報告書が作成され、王室の関税にごまかしの機会の生じない様にする為、陛下の公式判事は、当港に船が入り、投錨するやいなや、その調査に赴き、積荷の全商品及び、他の物を全て登録・評価する様決議した。彼等はその事に努め、しかるべき正確さを以って調査を行ない、前述の商品、若しくはその一部たりとも荷揚げされたり、隠されたりしない様にすべし。この事がより効果的に実施される為に必要な監視人が船と港に配置さるべし。それらの者は、司法行政院の議長・審議官によって指名され、十分信頼できる人物でなければならない。前述の公式判事は、その働きの報酬として、前述の船に隠されていたとか、登録も評価もなしに船からおろされたとかいう理由で発見され、没収された商品について徴収されるものの内から三分の一を得る事ができる。更に彼等に対しては、前述の商品が船にある間は、王室の官吏・その配下の者、その他のスペイン人あるいはサングレイ・若しくは現住民のいずれであろうとも、量の多寡にかかわらず商品を現金でも掛でも購入する事、運び出したり移動したりする事を許可してはならない、と命ぜられるべし。しかし、中国からその船で商品を持って来た商人には、この決議に従わなければ、法に拠り厳格に訴訟手続が執行されるであろうとの警告を与えて、登録と評価が済めば、自由に好む所に、いかなる者から妨害を受ける事なく、商品を陸揚げするのを許す様に。監視人が正当な権威を享受し、司法行政院に指名される者以外の監視人が存在しない様にする為、公式に委任が為される事を命じた。従って、これまで監視人として働いて来た人は、権限も委任もなくその様な行為を行なう者は処罰されるとして、もはやその職務を遂行すべきではない。この決議は、陛下の官僚、his Majesty's officials、鉱山主任事務官? the chief clerk of mines 及び、市会議員 the regidors 達に通知されるべきである。というのは、これらの者が現在監視人であるからである。また、陛下の勅令によってできあがったその他の決議、調査報告もそれに加えられるべ

し。」[68]

ここでは、全ての中国商品を保管する王立倉庫の建設が検討されたが、暫くは現状の儘、王室財務局の公式判事が登録・評価に中国船に赴く事を続ける決議が為されている。また、船と港に置かれていた監視人を、新に司法行政院で任命する様にした事を知る事ができる。しかし、ここで述べられているやり方は、これまで他の史料に拠って見て来たものと大差ないもので（即ち現状の儘）、少なくとも勅令で言っている様な仕法が行なわれていたか否かを確認する事はできない。中国人とスペイン人間の商品の取り引きに直接かかわる部分につき、この史料は何も語ってはおらず、中国船に赴いて売買する事が禁じられていた事、登録・評価後は中国人が自由に荷揚げできた事、等が確認されるにとどまる。

九八年六月八日付のモルガの記録には、

「四二、中国から彼等（中国人）によって齎らされた商品を、買いたい者に自由に売らせるように努めなければならない。我々は、船上でも陸地でもそんな行為を避ける為、厳罰の下に、いかなる者も（購入に際し）優先権を持たない様に注意すべきである。そのことから、明白な不正や商品価格の騰貴が生ずるからである。」「四五、スペイン人に商品を掛で売る事を避ける為、できる限りの注意が払われるように。というのは、サングレイは、知らない者に動産の担保もなしに、ふっかけた価格で商品を渡してしまい、後でかねを回収しようとして、彼等も我々も忙殺されてしまい、信用も失なわれるからである。」「四九、船中でサングレイの商品を登録・評価する役人、los officiales Reales 登録書記官 escrivanos de Registros や監視人 guardas が、自分の為に物を取ったり、良い物を選び出したり、約束手形 cedulas de bales を与えたりしない為に、厳罰の下に陛下の命令が遵守される様な手段が講ぜられるべきである。」[69] 等々と記されており、官僚層による多くの不正・中国人商人との軋轢が依然存在していた事実を確認できるとともに、中国人との取り引きは自由売買であるべき事、スペイン人が掛売（約束手形による）で商品を買っていた事等が述べられている。

これまでのいくつかの史料に拠って確認できるところは、船の到着とともに登録・評価が舶載商品につき為され、監視

人がおかれていた事、評価終了後はある程度サングレイの自由意志による売買が為されていた事、また登録・評価時にも、取り引き時にも中国人とスペイン人の間に軋轢があった事等であり、これ等は結局、三%関税設置以降の諸史料に共通して見られるもので、この点、八〇年代九〇年代を通じて交易のやり方が本質的にはあまり変化していない事を意味するものと思われる。

サングレイによる自由な売買とは具体的にどの様なものを示すかは明確ではないが、船上に於る評価を一括購入の実施と呼ぶ事は、三%関税の開始時にその徴収を目的としてその評価が始められたもので、[70] その時の評価額は実際の売価とは異なるものであるから、[71] 適当とは思われない。この事は今更繰り返すまでもないであろう。[72]

モルガは、十六世紀末〜十七世紀初頭にかけての中国人との交易の様子を次の様に述べている。

「(中国) 船が到着して錨を下ろすと、役人が臨検と、齎した商品の登録をしに行き、形式に従って一諸にして、マニラでどの位の価値があるかの評価を行なう。van los officiales reales a hazer la visita, y registro de los mercaderías que trae, y se haze en forma, y juntamente la avaliación, de lo que en Manila valen. というのは、全評価額の三%を陛下に支払う事になっているからである。登録と評価が終ると、直ちに商品は他の者により、チャムパンに積み下ろされ、パリアンや彼等が市外に持っている他の商店や倉庫に運び込まれ、そこで、彼等の思うままに販売される。la venden con su libertad.

いかなるエスパニャ人もサングレイもまたその他の者も、船で商品や食料品やその他いかなる物も買ったり、交換したりする事は許されないし、(既に陸揚げが済んだ後で) 彼等の商店や倉庫に於て、力ずくや暴力で彼等から商品を奪ったり、無理買いする事も許されていない。取り引きは自由であり、サングレイは自分達の商品を好きな様に取り引きするようになっている。積荷の大部分を占める生糸や絹布や布類 las sedas crudas y tejidas, y manterias の価格は、普通はエスパニャ人側、サングレイ側の事情通によってゆっくりと決められる。se haze de espacio これらの商品に対する

支払いは銀及びレアル貨で行なわれるが、それは彼等が金も、その他の品物も欲しがらないし、中国に持って帰ろうともしないからである。この取引き一切は、サングレイが帰国できる様に、そして、エスパーニャ人が六月末にヌエバ・エスパーニャへ向けて出帆する船団に積み込める様準備を整えることができる様にするには、五月末前後には終っていなければならない。もっとも、利にさとく、資金を充分に持っている者達は、時期を過ぎてから、より手頃な価格で取引きを行ない、商品を翌年迄寝かせておくことも、普通に行なわれている。また、サングレイの中にも同じ意図から、商品の売行きがあまりよくなかった場合には、その商品の一部を持ってマニラに残りゆっくりと売ってゆく者もある。[73] サングレイは商業に熟達した利口な連中で、非常に粘り強くおちついていて、自分の商売を有利に行なう。彼等は、彼等に誠意をもって対し、決めた期日に必ず払ってくれることを知っている人に対しては掛売りをしたり、便宜をはかったりする。しかし、その反面、彼等は誠意も良心もなく、非常に貪欲な連中であり、取引きに際して、数限りないごまかしをやるので、買手がだまされないためには、充分に注意すると共に、商品をよく知る必要がある。しかし、買い手の方も、支払いをしぶったり、詐取したりして応酬するので、両者の問題で常々裁判官 los juezes と司法行政院は忙殺されている。[74]」

このモルガの史料と、前述の司法行政院の決議及びモルガによる記録と重ね合せることで、ある程度取り引きの様子を浮かび上がらせる事ができよう。特に、登録・評価後は中国人の自由意志によって取り引きが行なわれており、このモルガの史料には、絹・布類の価格が「普通はエスパニャ人側、サングレイ側の事情通によってゆっくりと決められ」ている事が明記されており、ここでも船上の評価額と実際の売値が別のものである事が判明する。(このモルガの言う「事情通によってゆっくり」決められる価格こそ、一般にパンカダ価格と言われているものに他ならないのではなかろうか。[75]) 船上での評価額がマニラ市における価値を前提としており、実際の売値に多分の影響を与えたであろう事は想像に難くはない。しかし、両者はシステム化されたものではない。この事は、九四年六月一一日付勅令に言う「当地フィリピンでパンカダと呼ばれている、商品を(価格を定める為に)選ばれた人々によって(定められた)一定の価格でまとめて売る」[76] 事と何

ら抵触するものではない。この意味では、九六年一月二五日付の勅令に言う「（パンカダ）は守られて来たし、現在も行なわれている」[77]という部分も史実と矛盾するものではないと言えよう。しかしながら、何度も繰り返す事になるが、一人若しくは複数の定められた人物が実際に全てをまとめて購入し、これを改めて各人に分配するという仕法は少なくとも十六世紀段階のマニラにおいて実施されていたとは考えられない。

以上の様に、実際の取り引きは、価格決定の為に選ばれた人物（モルガの表現に拠れば「事情通」）が、サングレイ・スペイン人側双方から出て、生糸等の高価商品の売値を決定していたが、売買の場では、掛売による高値販売、約束手形の不履行といった遣り取りが行なわれ、更に決定された価格より安くヌエバ・エスパーニャ行の船の出航後に購入するとか、商品を来年迄寝かせておくとかいった様々な事が行なわれており、双方の駆引きが依然として大きなウエートを占めるものであったと考えられる。

V

以上述べて来た様に、一五八一年に開始された三％の関税賦課から派生した役人層の交易独占志向（多分にヌエバ・エスパーニャ商人の資本が背景に認められる）とそれに対抗する市民層という中から提案された一括購入システムは、少なくとも一五八九・九三年の勅令に言うような形では実施されておらず、その所期の目的も達し得なかったと考えられる。（購入については、賄賂による一種の抜け荷があり、役人層の不正は継続し、加えて、マカオ等からの商品流入、中国本土との直接交易が存在し、輸出については、積荷スペースの配分における不正等々様々な問題があり実際問題としてこのシステムがあまり意味を持たなくなっていたとも言えるかも知れない。）

また、一括購入そのものと、それを廻る軋轢とは、マニラにおける各層の動向を反映したものであった事はこれまで述べて来た通りである。

結局、中国商品の廉価購入の為、購入層の競争をおさえ、資本を集中し、一括購入後、利潤の分配をはかるものとして、当時の中国・マニラ交易における「パンカダ」を理解する事は、[77] 第一に勅令自体の解釈において、第二に勅令の発布経緯において、第三に現実の交易仕法において、の三つの意味で正鵠を得たものとは言い難いのではなかろうか。

註

(1) Schurz, W.L.: The Manila Galleon, 1959. New York.
林基「パンカダについて」(『社会経済史学』一三―一一・一二)
『大航海時代叢書』XI、補註一、六三九―四〇頁

(2) Schurz; op. cit., p.71.

(3) Ibid.

(4) Ibid., Blair & Robertson: The Philippine Islands. 1493-1898, vol.4 pp.49 & 65, 1576.6.7 Sande.

(5) Schurz: loc. cit.

(6) Blair & Robertson: op. cit., p.88, 1576.6.7 Sande.

(7) Ibid., vol.5, pp.29-30, 1582.6.16 Peñalosa-Felipe II
Pastells, Pablo: Labor Evangélica de los Obreros de la Conpañía de jesús en las Islas Filipinas, Tomo I p.169 n.(1)

(8) Blair & Robertson: op. cit., vol.7 p.147, 1589.8.9 Felipe II—Dasmarinhas, (Consejo de la Hispanidad: Recopilación de leyes de los Reynos de las Indias Tomo II, Libro VIII, Título XV, Ley xxii pp.521-2)

(9) Retana, W.E: Archivo del Bibliófilo Filipino Tomo II pp.27-30.
Blair & Robertson: op. cit., vol.5 pp.236-9.

(10) 中国商品を廻るマニラ市在住の各階層の動向が以後の経過の背景となる。また、ここでの中国商品の登録が船上で行なわれたものかどうか明らかでない。

(11) Ibid., vol.6 p.162.
Pastells: op. cit., p.418 n.(2) &p.418.

(12) Blair & Robertson: op. cit., pp.167-8.
Pastells: op. cit., pp. 420-1 n.(4) & p.420.
ここに、マニラにおける「パンカダ」の起源が求められるが、それが一般的な意味でない事は、IVにおいて主として述べるつもりである。

(13) Blair & Robertson: op. cit., p.168.
Pastells: op. cit., p.421 n.(1) & p.421.

(14) Blair & Robertson: op. cit., p.167. では「三年間」
Pastells: op. cit., p.420 n.(3) では「十年間」。ここでは、Blair & Robertson: op. cit., vol.7 p.153. を参考にして一応「十年間」をとる。

(15) Blair & Robertson: op. cit., vol.6 pp. 166-7.

Pastells: op. cit., p. 420 n.(3) & p. 420.（なおこの会議の経緯については、p. 415 参照の事）

(16) 司法行政院の審議官であったペドロ・デ・ロハスは、フェリーペII世に宛てた書翰の中で統治者は自分の名であれ、第三者の名であれ、決して交易に参加すべきではなく、中国人との交易によってスペイン人がだめになっていると述べ、積極的な軍事力による中国征服をすすめるよう求めている。Blair & Robertson: op. cit., vol. 6 pp. 265-70. 1586. 6. 30 しかし、その六年後には、ダスマリーニャスによって、彼は議長サンティアゴ・デ・ベラと口論したが、それは彼等がフィリピンに到着した時から行なっている交易が原因で、パンガダに反対した理由も中国人との委託貿易を知られない為であったとして、手厳しく非難されている。Ibid., vol. 8 p. 253. 1592. 6. 6 Dasmarinhas-Felipe II Pastells: op. cit., pp. 578-9.

(17) これは、役人が賄賂を要求し、見逃した事も大きな原因となっている。Consejo de la Hispanidad: op. cit., Tomo II, Libro VI, Título XVIII, rey x pp. 339-40.（本文三〇〇頁参照）Blair & Robertson: op. cit., vol. 9 p. 252. 1596. 5. 25 Felipe II—Tello.

(18) Pastells: op. cit., pp. 450-1.

(19) Blair & Robertson: op. cit., vol. 6 pp. 259-60.

(20) Ibid., pp. 312-4.

(21) Ibid., vol. 7 pp. 137-40 (decree): pp. 141-72 (instructions)

(22) 指定された者以外が中国船に赴く事の禁止を含む、Ibid., pp. 138-9 & pp. 153-4.

(23) Ibid., pp. 139-40 & pp. 154-5.

(24) Ibid., pp. 152-3. なおフィリピン・中国・ヌエバ・エスパーニャ間の交易禁止については、Ibid., vol. 6 pp. 279-83. 1586. 6. 17, & 19, Felipe II—Marquez de Villa Manrique, Virey de Nueva España. 参照

(25) Ibid., vol. 7 p. 139 & p. 155.

(26) この間は当然ヌエバ・エスパーニャ—本国間の絹貿易・銀流入がフィリピン—ヌエバ・エスパーニャ間の貿易により阻害されている事と密接な関係があろう。註(24)の国王勅令参照の事。

(27) Ibid., p. 147.

(28) ダスマリーニャスのフィリピン到着は一五九〇年五月三一日頃とされており（Retana. W. E: Sucesos de las Islas Filipinas. p. 414 n. 57）（Pastells: op. cit., p. 177 & 508）この指令の趣旨に沿った施策は翌年の交易から開始せられたものと思われる。

(29) 林「前掲書」七二頁～七四頁（1593. 1. 11：1594. 6. 11：1596. 1. 25：各勅令が Blair & Robertson: op. cit., に拠り邦訳されている。）

(30) ここまでは前述の会議の記録（Blair & Robertson: op. cit., vol. 6 pp. 167-8）の引用である。

(31) フィリピン問題につき検討する為、招集せられた協議会を指す。Ibid., vol. 7 p. 141.

(32) Ibid., pp. 138-9. なお同日付の指令もほとんど同文である。Ibid., pp. 153-4. また、一五九〇年七月二三日?付の勅令には、ヌエバ・エスパーニャから大金が送付され、代理商人がまとめ買いの値で買ってしまった事につき記されているが、これと指令・勅令に言う一括購入とは別のものであろう。しかし、中国人側がまとめ売りに応じていたらしい事の意味は軽視できないであろう。Ibid., pp. 262-3.

(33) Ibid., vol. 17 p. 32.

Consejo de la Hispanidad: op. cit., Tomo III, Libro VIIII, Titulo XXXXV, Ley xxxiiij pp. 529-30. なお、林氏は分配されるものを利潤としている様にも読みとれる表現をしておられるが、(「前掲書」七二頁訳文、七三頁) ここでは明白に商品の配分である。また、本に記入されるのは「各人の分前になった額」でなく、「割当て量」である。

(34) Blair & Robertson: op. cit., vol. 22 pp. 151-2.

Consejo de la Hispanidad: op. cit., Tomo II, Libro VI Titulo XVIII, Ley viiij p. 339. 林「前掲書」七三頁

(35) Blair & Robertson: op. cit., pp. 152-4.

Consejo de la Hispanidad: op. cit., Ley x, pp. 339-40. なお、この勅令はほとんどそのまま一五九六年五月二五日付・国王よりテリョ宛の指令に引用されている。Blair & Robertson: op. cit., vol. 9 p. 252.

(36) Ibid., vol. 18 pp. 27-8.

Consejo de la Hispanidad: op. cit., Tomo III, Libro VIIII, Titulo XXXXV, Ley xxxv p. 530.

林「前掲書」七四頁

(37) Retana: Sucesos, loc. cit., 註 (28) 参照

(38) Blair & Robertson: op. cit., vol. 8 pp. 169-73.

(39) Ibid., p. 271. なお、彼は中国交易を廃止する様提案している (pp. 273-4)

(40) Blair & Robertson: op. cit., p. 253.

Pastells: op. cit., pp. 578-9.

(41) Blair & Robertson: op. cit., p. 279.

(42) Ibid., pp. 291-2.

(43) Ibid., vol. 7 p. 239. より、一五八七年六月二三日付マドリード発、サンチァゴ号で九〇年五月三一日マニラ到着の勅令を指すが、詳しい具体的な内容とテキストは不明。

(44) Ibid., pp. 244-5.

Retana: Sucesos p. 414 n. (58).

(45) Blair & Robertson: op. cit., vol. 8 pp. 255-6.

Pastells: op. cit., pp. 620-1 n. (1). なおパステレスは、この註で、「長官ゴメス・ペレス・ダスマリーニャスはその統治期間中交易を行なわなかった。しかし、その反面、彼自身サラサールに宛てて一五九一年三月六日 (四日付のものを含む) 付で書き送ったところに拠ると、自分の維持費として、ドクトール・ベラが四千、審議官や司教が二千しかうけとっていない時に、毎年一万二千ペソを受け取っていたという。」と註記している。彼自身は中国征服をすすめようと考えていた。註(37)

参照

(46) 聖職者に対する批判については註(66)引用史料を参照の事。

(47) Pastells: op. cit., p. 184 n. (3), p. 185 n. (1), p. 187 n. (4) etc.

(48) 一五八七年のマカオからの二隻の来島と交易 (Blair & Robertson: op. cit., vol. 6 pp. 303-5. 1587. 6. 26. Santiago de Vera—Felipe II) 翌八八年にもマカオから大船が来島、マニラに商品を齎している。(Ibid., p. 316) 九〇年には、ダスマリーニャスによってマカオへ船が出されている。更に一五九八・九九年と、カントンにおける直接取り引きの為、テリョは船を送っている。(Pires, Benjamim Videira: A viagem de comércio Macau-Manila nos séculos XVI a XIX, pp. 12-14, Boletím do Instituto Luis de Camões vol. v. números 1. 2, etc.)

また、メキシコからも直接マカオに船が送られ交易が企てられた。(Ibid., p. 11, Blair & Robertson: op. cit., vol. 6 pp. 315-6. 1588. 6. 25 Audiencia—Felipe II, etc.)

(49) 一五九六年五月二五日付フェリーペII世のテリョ宛指令に、ダスマリーニャスが中国人を市外に出したが、再び戻って来て自分達の家の中で取り引きしている事が指摘され、その改善が求められている。Ibid., vol. 9 p. 231.

(50) Ibid., vol. 17 p. 288.

(Pastells: op. cit., Tomo II, p. 39.)

(51) Blair & Robertson: loc. cit.,

(52) 注(34)引用史料とほぼ同趣旨であるが、ここでは昨年(一五九五年)六月一一日付の勅令とされており、一昨年の誤りかとも思われるが正確な所は不明である。

(53) Ibid., vol. 9.

pp. 234-6. Pastells: op. cit., Tomo I. pp. 459-6 n. (12). (但し要約)

(54) Blair & Robertson: op. cit., pp. 230-1.

(55) Ibid., p. 252.

(56) Ibid., pp. 261-2. 1596. 6. 30. Luis Perez Dasmarinhas—Felipe II.

(57) Ibid., pp. 275-6. 1596. 7. 17. Tello—Felipe II.

(58) Ibid., vol. 10 pp. 191-4.

(59) Ibid., p. 163. また統治者の交易禁令の更新を求めている。Ibid., pp. 148-9. (但し長官は離島時に、審議官には六年毎の積荷の自由を認めている。)

(60) Ibid., pp. 156-8. 1598. 6. 26; pp. 161-6 1598. 6. 30.

(61) Consejo de la Hispanidad: op. cit., Tomo III. Libro VIIII, Título XXXXV, Ley vi p. 524. Ley xv. p526 (1593. 1. 11, 1604. 12. 31, 1619. 9. 14) etc.

(62) Blair & Robertson: op. cit., vol. 8 pp. 78-9. 1591. 4. 9 Dasmarinhas-Juan de Alcega. (pp. 78-95) 禁令は一五九一年三月三〇日にマニラで出された pp. 79-80.：サラサールはこれに反対した。p. 83.

(63) Ibid., vol. 10 pp. 265-7. 1599. 7. 12 Tello なお、この積みこみに関しては、Consejo de la Hispanidad: op. cit., Tomo III, Libro, VIIII. Título XXXXV, Ley l. viii, 1583. 6. 14. S. Lorenzo. Felipe II 勅令 p. 535. etc. 参照 (Blair & Robertson: op. cit., vol. 17 pp. 27-8.)

(64) 一五九八年五月初旬に司法行政院再建の為渡来 Pastells: op. cit., Tomo I. pp. 194, 195 n. (1) 会計官 fiscal を務める。

(65) Blair & Robertson: op. cit., vol. 11 pp. 92-3, 114, 117-8. 1599. 7. 21 Hieronimo & Salazar y Salcedo.—Rey.

(66) Ibid., vol. 10 pp. 75, 78-9. 1598. 6. 8 Morga.
Retana: Sucesos pp. 247-9.

(67) Blair & Robertson: op. cit., pp. 267-8. 1599. 7. 12. Tello
Pastells: op. cit., p. 197 n. (1).
『大航海時代叢書』Ⅶ 一五〇—一二頁

(68) Blair & Robertson: op. cit., pp. 69-71. 1599. 3. 18.

(69) Ibid., vol. 10 pp. 82-3.
Retana: Sucesos pp. 251-2.

(70) 評価の行なわれた場所が最初から船上であったか否かは明確でないが、評価自体は課税の為開始されたものである。註(9)の引用史料をはじめとして、国王勅令でもこの事は確認できる。

(71) 一五九四年六月一一日付勅令、一五九六年五月二五日付勅令等参照（本文三〇〇頁註(35)、及び、Blair & Robertson: op. cit., vol. 9 p. 252)

(72) 本文三一一頁参照

(73) サングレイの店が依然存在している事を示す。rf. Blair & Robertson: op. cit., vol. 10 p. 81.
Retana: Sucesos pp. 250-1.

(74) 『大航海時代叢書』Ⅶ 三八八—四〇頁
Ratana: Sucesos pp. 217-8.

(75) 高瀬弘一郎「日本イエズス会の生糸貿易について」(『キリシタン研究』第十三輯所収) 補註三、四、一五三—六一頁。

(76) 註(34)引用史料

(77) 註(36)引用史料

(78) 林「前掲書」七六—九頁

本報告は慶応義塾大学学事振興資金による個別研究の成果の一部であり、梗概を慶応義塾大学大学院国史研究会発行の『国史研年報』創刊号に掲載したものである。